

## 宮城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

### 1 今回の宮城県計画変更の経緯

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）第7条では、「都道府県は、国のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物処理基本計画に即して、その区域内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（PCB廃棄物処理計画）を定めなければならない。」とされている。
- 本県のPCB廃棄物処理計画は、平成19年3月に策定し、平成27年3月に一部変更している。
- 今回、国のPCB特措法が改正されたことなどを受けて、宮城県計画を変更するものである。

### 2 国のPCB特措法及び処理基本計画の変更内容

#### (1) 改正PCB特措法の施行（平成28年8月）

\* 高濃度PCB廃棄物の処分期間が設定され、処分期間内の処分等が義務付けられた。

[参考] PCB廃棄物の処分期間（法定期間）

高濃度PCB廃棄物（5000ppm超）	大型変圧器・コンデンサー等	平成34年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	平成35年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物（5000ppm以下）		平成39年3月31日まで

#### (2) 国のPCB廃棄物処理基本計画の変更（平成28年7月、改正PCB特措法に則した内容）

- ① 高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）で、低濃度PCB廃棄物（高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物）は民間事業者での処理を基本
- ② 関係主体（事業者、国、地方公共団体）の役割分担を明確化
- ③ PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の計画的推進のために必要な措置を提示  
（掘り起こし調査によるPCB廃棄物等の実態把握の推進、PCB特措法と電気事業法の届出情報の共有、関係者の連携強化 ほか）

### 3 宮城県PCB廃棄物処理計画の主な変更点

#### (1) 計画の基本方針 ⇒ \* PCB廃棄物の処分期間の記載内容の変更

廃棄物の種類		処分場所	変更前	変更後
高濃度PCB廃棄物 (高濃度PCB使用製品)	大型変圧器・コンデンサー等	JESCO 北海道PCB処理事業所 (北海道室蘭市)	平成34年3月末までの処理を基本とする。	平成34年3月31日までに処分委託(廃棄)を行う。
	安定器及び汚染物等		平成35年3月末までの処理を基本とする。	平成35年3月31日までに処分委託(廃棄)を行う。
低濃度PCB廃棄物		無害化処理認定施設 知事許可施設	平成38年3月末までの処理を基本とする。	(変更なし) ※法定期間の1年前倒し

(注) 県計画では、変更前の高濃度PCB廃棄物の処理期限は、JESCO北海道PCB処理事業所の計画的処理完了期限の1年前を目標として設定していたが、今回のPCB特措法改正により、法定処分期間と一致することになった。

## (2) 主な推進方策

### ① PCB廃棄物の実態把握

- ◇PCB特措法に基づく届出によるPCB廃棄物の保管及び処理状況の把握
- ◇掘り起こし調査及び経済産業省産業保安監督部との連携による未届けPCB廃棄物等の把握

### ② 関係者への指導

- ◇保管事業者に対するPCB廃棄物の適正保管及び期間内処分(PCB使用製品の所有事業者に対しては、当該製品の期間内の使用中止及び処分)の指導等をPCB廃棄物適正処理推進員などを活用して実施

### ③ 関係機関との連携

- ◇「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」に参加し、JESCO北海道PCB処理事業所におけるPCB廃棄物の計画的かつ適正な処理を推進
- ◇経済産業省産業保安監督部と連携し、PCB使用製品の廃棄に向けた啓発を実施

### ④ 保管事業者への支援

- ◇処理困難者に対する国の高濃度PCB廃棄物の処理費用助成制度の周知
- ◇低濃度PCB廃棄物については、県が処理困難者に対する処理費用軽減の支援を実施し、早期処理を推進

### ⑤ 地方公共団体における率先処理【新規項目】

- ◇県保有PCB廃棄物の率先処理
- ◇県及び県内市町村のPCB廃棄物等の保管状況を確実に調査し、定期的に公表

## (3) その他

- PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込みを平成28年度末時点に更新

## 4 計画期間

- 平成18年度を初年度とし、平成39年3月31日(PCB特措法に定める低濃度PCB廃棄物の処分期間の末日)までとする。
- なお、国の基本計画の変更やPCB廃棄物処理の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

# ポリ塩化ビフェニル（PCB）について

## 1 PCBの性質

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）は化学的に合成された化合物で、化学的に安定し、熱により分解しにくく、絶縁性がよく、不燃性であるなどの性質を有する主に油状の物質である。

## 2 PCBの用途

- PCBは、電気機器用の絶縁油や、熱媒体などの様々な用途に利用されてきた。

【PCBが使用された代表的な電気機器等】

		
変圧器	コンデンサー	安定器 (業務用等の蛍光灯器具の内部に設置)

## 3 PCB廃棄物問題の経過

- 昭和43年に発生したカネミ油症事件（食用油の製造過程で熱媒体として使用されたPCBが混入した食中毒事件）を契機に、生体への影響や環境汚染が大きな社会問題となり、PCBは昭和47年までに生産が中止され、昭和49年度までに製造や輸入、新規使用が禁じられた。
- 国際的な規制の取組として、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が平成16年5月に発効している。この条約ではPCBに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分を求めており、我が国では平成14年8月にこの条約を締結している。
- 既に製造されたPCBの処理に向けて、多くの民間企業が処理施設の立地を試みたが、地元の理解が得られず、ほぼ30年の長期にわたってほとんど処理が行われずに保管が続いた。
- 保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたため、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」が施行され、国が中心となって「中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）」を設立し、全国5箇所に処理施設を整備し、現在、全国的に高濃度PCB廃棄物の処理が進められている。



### 【PCB特別措置法の改正状況】

年次	法改正等の状況	主な内容	処分期限
平成 13 年	PCB特別措置法 制定	PCB廃棄物保管事業者は、毎年、 保管や処分の状況について都道府県 知事等宛てに届出を行い、期間内の処 分を行うこと。	平成 28 年 7 月
平成 24 年	PCB特措法施行令 一部改正	低濃度PCB廃棄物が大量に存在 することが判明したため、処分期間 が延長された。	平成 39 年 3 月末日
平成 28 年	PCB特措法 一部改正	高濃度PCB廃棄物の処分期間が 規定された。	(高濃度PCB廃棄物) ①変圧器・コンデンサー 平成 34 年 3 月 31 日 ②安定器・汚染物 平成 35 年 3 月 31 日

- 現在は、期間内の処分に向けて、処分漏れがないように、各自治体では、PCB含有機器を保有している可能性が高い事業者を対象に、アンケート調査や現地調査による掘り起こし調査を実施している。

#### 4 PCB廃棄物の分類

- PCB濃度によって、高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に区分される。

濃度による区分	処理施設
(1) 高濃度PCB廃棄物 (5000ppm 超)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社の無害化処理施設 * 全国で 5 施設 (室蘭・東京・豊田・大阪・北九州)
(2) 低濃度PCB廃棄物 (5000ppm 以下)	国の認定等を受けた民間事業者の無害化処理施設 * 全国で 41 施設 (H30 年 1 月現在)